



平成 30 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 夢 展 望 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 中 眞 紀 夫
(コード : 3185 東証マザーズ)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 田 中 啓 晴
(TEL. 072-761-9293)

(開示事項の変更) 特別利益の発生に関するお知らせ

当社が平成 30 年 3 月 30 日に開示いたしました「特別利益の発生に関するお知らせ」に関して、変更すべき事項が発生したため、お知らせいたします。

なお、本変更は単体決算の会計処理に関するものであり、平成 30 年 3 月 30 日付「連結及び個別の債務超過解消（見込み）のお知らせ」でお知らせした通り、当社グループの既存及び新規の事業は前年を上回る業績で推移しており、平成 30 年 3 月期の連結決算では債務超過が解消されることが確実な状況であるという見通しには変更はございません。

また、単体決算については平成 30 年 3 月期末では債務超過は解消しませんが、平成 30 年 3 月 30 日付「第三者割当により発行される第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付き）の発行及び新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー・プラス）の締結に関するお知らせ」で開示した資金調達をもって個別の債務超過も解消することを見込んでおります。

1. 変更理由

当社が平成 30 年 3 月 30 日付「特別利益の発生に関するお知らせ」で公表いたしました平成 30 年 3 月期の単体決算における特別利益の計上に関する会計処理について、当社は当初、株式会社トレセンテ（以下、「トレセンテ」）が金融機関からの資金調達等を原資として当社に対して実施した約定前を含む返済金額 419 百万円と、当社がトレセンテを株式会社ニッセンホールディングスから 1 円で譲り受けたことにより 1 円で認識していた貸付債権に対する当社帳簿金額との差額を債権取立益として特別利益に計上する方針でありました。これは、平成 30 年 3 月 30 日の取引事実の発生に伴う適時開示時点では、返済金額と帳簿金額の差異については収益として認識することが適切であると判断されたことによるものであります。

しかし、今後当社がトレセンテに対して資金援助を行う可能性に鑑み、トレセンテから回収した本返済が、援助資金の原資であるとの疑義を回避するため、平成 30 年 3 月期で債権取立益を計上する方針を変更することといたしました。今後はトレセンテに対する貸付債権の当初年間約定返済金額を上限として、トレセンテが獲得した当期純利益などの利益

相当額を基礎として、当社が債権取立益として認識する金額を決定していく予定であります。よって、本変更を行うものであります。

2. 変更内容

平成30年3月期の単体決算において特別利益として債権取立益419百万円を計上していましたが、「1. 変更理由」に記載の経緯により、結果、平成30年3月期単体決算における債権取立益の計上は行いません。

以 上